

令和4年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月24日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月24日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美 登 利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	黒川 静一	ふるさと振興課長	北條 寿文
		政策推進課長	丹羽 修治		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	藤下 真人		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療課長	不破 生美
		次長兼 子ども課長	舘林 久美	住民課長	戸谷 政司
		介護支援課長	後藤 雅幸	健康推進課長	小澤 有加
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	土木農政課長	東方 俊樹
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光		
消防本部	消防長	黒川 康治			
教育委員会 教会事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
	給食センター所長	寺本 章人			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第39号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第25号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第26号 蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第27号 蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第28号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第29号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第30号 蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第34号 町道路線認定について
- 日程第9 議案第36号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第37号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第38号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第13 議案第39号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和4年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力のほど、よろしくお願いたします。

議員のタブレット及び理事者の皆様のお手元に第39号議案のほか、総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会審査報告書並びに議会運営委員会報告書が配付してあります。

議員の皆様にお願がございます。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしくお願いたします。

傍聴される皆様にもお願がございます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

また、開会日より新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきましたこと、感謝申し上げます。本日も、議員、理事者の皆様が発言される際には、マスクまたはフェイスシールドを着用した上で、お手元のマイクを適切に使用してご発言をお願いいたします。

なお、登壇する議員の交代時や、議員の入れ替え時には暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る6月15日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

おはようございます。

それでは、6月15日午後4時50分から開会しました、6月定例会における第3回の議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1としまして、意見書の審議結果についてです。

1、採択することになった意見書はありません。

2、継続審議とすることになった意見書。

ア、保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書。イ、地方財政の拡充を求める意見書です。

3、不採択することになった意見書。

ア、毛嘉萍（もうかへい）さんの早期救出を求める意見書。イ、日本政府に核兵器禁止条

約締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書。ウ、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書。エ、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。オ、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書。カ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書。キ、公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書。ク、直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書。ケ、住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書。コ、福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書。サ、消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書。シ、「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書。

意見書については以上です。

2としまして、令和4年第3回9月定例会の日程についてです。

別紙のとおりとなります。

令和4年第3回9月蟹江町議会定例会の会期予定表になります。

8月26日金曜日、議会運営委員会。そして、9月2日、開会、全員協議会。6日火曜日、全員協議会。8日木曜日、常任委員会。14日水曜日、一般質問。15日木曜日、一般質問。21日水曜日、決算審査。22日、決算審査。そして、27日火曜日、閉会となります。

3のその他です。

追加議案について。

議案第39号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」は、最終日の冒頭で上程、暫時休憩として直ちに全員協議会を開催して説明を受ける。その後、本会議を再開して精読とし、追加日程により審議・採決する。

2、総務民生委員常任委員会、所管事務調査について。

6月24日金曜日の議員総会終了後に、町立小中学校におけるGIGAスクール構想について、理事者から聞き取り調査を行う。

3、防災建設常任委員会、所管事務調査について。

6月24日金曜日午後1時30分から、所管事務調査のため町内視察を行う。

4、9月議会議案説明会の開催について。

日時は、令和4年8月18日木曜日、午前9時より3階議事堂にて行います。

5、来庁視察の受け入れについて。

神奈川県綾瀬市議会より、令和4年8月4日木曜日に「議会のペーパーレスについて」来庁視察したい旨の申し入れがあり、対応の予定。ただし、新型コロナウイルス感染拡大状況によって、受け入れの最終判断をする。

以上、報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

ここで、消毒作業のため、暫時休憩といたします。よろしく申し上げます。

(午前9時09分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時10分)

○議長 佐藤 茂君

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 議案第39号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第39号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億871万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年6月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の第3号補正案につきましては、物価高騰等の影響を受けておられます、小中学生の保護者の皆様への給食費のご負担の軽減などを国の補助金等を財源として計上させていただくものでございます。いずれも可及的速やかに着手する事業のため、本日、急きょ上程させていただき、ご審議、採決をお願いするものでございます。

なお、関連事業につきましては、この後、全員協議会でご説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、歳入予算でございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、2目教育費負担金、補正額といたしまして2,267万

5,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、小学校給食費保護者負担金を1,428万8,000円の減額、中学校給食費保護者負担金を838万7,000円減額、それぞれ減額補正するものでございます。

それから、続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目商工費国庫補助金、補正額といたしまして1,920万円の増額補正でございます。内訳としまして、2種類でございます。地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金交付事業）といたしまして1,500万円、それと、同じく地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応事業所経営支援金交付事業）といたしまして420万円の増額補正でございます。

それから、6目教育費国庫補助金、補正額といたしまして2,267万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、地方創生臨時交付金（学校給食費負担軽減事業）となります。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額が1,920万円でございます。内訳といたしまして2種類でございます。補助金といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金といたしまして1,500万円、それから交付金といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策事業所経営支援金といたしまして420万円のそれぞれ増額補正でございます。

それから、9款教育費、5項保健体育費、1目学校給食管理費でございます。こちらのほう、保護者の方からいただきます負担金に国庫補助金を充当する財源更正をさせていただくものでございます。予算の組み替え額につきましては2,267万5,000円というところでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩といたします。

直ちに全員協議会を開催いたします。今回の全員協議会は本議場にて行います。

ここで、全員協議会終了後の席の移動をお伝えします。給食センター所長、ふるさと振興課長の退席と、総務部次長兼税務課長、民生部次長兼保険医療課長、住民課長の入場の許可をいたします。教育部次長兼教育課長は席を移動してください。

それでは、ここで本会議を暫時休憩といたします。

(午前9時17分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時53分)

○議長 佐藤 茂君

議案第39号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

若干聞きたいんですけども、大体はさっきの全協で確認が取れたんですけども、冒頭に政策からちょっと話が出て、今回、地方創生臨時交付金、今までの交付金と別に物価高騰分の交付金があって、2億円が歩いちゃっているけれども、申請時からいろいろ事業者の感染防止対策、また保育所、プレミアムの交付金を使って、交付金の大部分を充当したと言っているんですけども、金額をどう積算してもそこまでいかないんですよ。もうちょっと詳しく、これが幾らとかじゃなくて、どうしても、今回の3号補正についても、これを足すと4,300万円ぐらいですよ。そこから、あとプレミアムや何かを計算していっても8,000万円から9,000万円ぐらいだと思うんだけど、実際、今回、今までの地方創生臨時交付金1億4,000万円の、そこから上乘せというか、高騰分がまた追加で来ているんですけども、その辺の用途的な振り分け、今日の3号補正だと、もうこれほとんど物価高騰分に充当すると思うんだけど、その辺もちょっとお願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

まず、金額等のほう、本当にざっとなんですけれども、当初予算のところで約1億円程度の予算が計上されております。そして、プレミアム商品券で4,000万円、本日の3号補正でまた4,000万円といったところが、本当にざっとなんですけれども、概略的な金額となっております。

また、実際的な事業との割り振り等は、最終的には事業のほうをいろいろ計上させていただいて、最終的にそこら辺は割り振っていきたいというふうに考えております。

○5番 板倉浩幸君

当初予算で1億円、その辺の内訳が僕らもどうしても分かりかねる、足していけば分かるんですけども。最初にコロナの関係で交付金事業で、これに幾ら使ったということでもらいました。今回もその辺を、直近もいいんですけども、それからの交付金の当て方の分かる資料をちょっと出してくれないと、本当に2億、2億と言っては、ほとんど充当したということが腑に落ちないから、ちょっとその辺のことをお願いしたいと思います。

○政策推進室長 黒川静一君

資料等は、また準備等をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

ほかに。

○9番 中村英子君

一覧をお願いします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、精読にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は精読にされました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、日程第2 議案第25号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」

日程第3 議案第26号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第4 議案第27号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第28号「蟹江町税条例等の一部改正について」

日程第6 議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本5案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 飯田雅広君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る6月9日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第25号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正により何が変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正は統計法の改正に伴うものである。統計法の内容が変わるが、統計法は個人情報の対象外であるため、引用条項を改正するだけで内容は変わらないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第25号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、コンビニ交付のメリットは何かという内容の質疑がありました。

これに対し、庁舎の開庁時間外でも住民票と印鑑登録証明書が取得できるため、住民の利便性が高まることがメリットであるという内容の答弁がありました。

次に、コンビニ交付が始まることで職員の負担軽減になるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、住民課窓口で交付しているが、コンビニ交付の開始により窓口の混雑緩和につながるという内容の答弁がありました。

次に、コンビニ交付枚数の目標はどのくらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、全体の1割をコンビニ交付するという事で予算計上をしているが、より多く利用していただくよう、住民へ周知したいという内容の答弁がありました。

次に、費用対効果について、どのように考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、1枚交付するに当たっての費用は安くはないと認識している。まずは住民票と印鑑登録証明書だけであるが、今後、コンビニ交付できるものを拡大させ、デジタル化を進めていくという考えの下、今回導入したという経緯であるという内容の答弁がありました。

次に、利用できるコンビニはどのようになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、ほぼ全てのコンビニが対象となるという内容の答弁がありました。

次に、現在のマイナンバーカードの発行枚数はどのようになっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、5月末現在で1万6,316枚であるという内容の答弁がありました。

次に、マイナンバーカードと保険証を結びつけることについてはどのような認識かという内容の質疑がありました。

これに対し、現状、全ての医療機関でマイナンバーカードが保険証として使用できるというわけではない。保険証を原則廃止し、マイナンバーカードに統一された場合、保険証の発行は保険者の選択になるのではないかとされているので、保険証を発行しなくなればマイナンバーカードの利用が加速するのではないかとという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、行政のデジタル化は必要であると考え、個人番号そのものに疑問がある。プライバシー権の侵害から情報漏えい、監視社会へつながるおそれもある。費用対効果についても疑問があり、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書等を取得できるようにするために必要な条例の改正であり、適正であると考え、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第26号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題と

しました。

審査に入ったところ、今回の改正にあたり、食卓料の規定がないが、どうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、食卓料は、宿泊料がない場合に支給するものである。県外から証人等出席の要請をした場合には宿泊料が支給される。また、日帰りの場合は食卓料が該当しないため、現状でも食卓料の項目がないという内容の答弁がありました。

次に、日当について、9,600円から2,600円へと大幅に下がるが、どう考えればいいのかという内容の質疑がありました。

これに対し、日当は、旅行中の昼食費を含む諸雑費及び目的地である地域内を巡回するための交通費を賄うものとされているが、長い間改正されておらず、現状に合っていない状況であった。国の基準では宿泊費の20%が日当の妥当金額であるとされ、周辺自治体の状況も踏まえ、2,600円としたという内容の答弁がありました。

次に、実費弁償を支給した事例はあるかという内容の質疑がありました。

これに対し、過去10年間において事例はないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第27号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、改正要点の一つに、給与又は公的年金等の受給者に係る住民税申告について規定の整備を行うとあるが、どのような整備を行うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、配偶者特別控除について、一定の条件に当てはまれば、住民税申告が不要になると改正するものであるという内容の答弁がありました。

次に、公的年金受給者の住民税申告の必要の有無は誰が判断するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、住民税申告については、申告義務がない場合でも申告することにより、国民健康保険税の算定が変わる場合があるため、申告を勧めることがあるという内容の答弁がありました。

次に、申告の勧奨は行っているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国民健康保険加入者に対しては、保険医療課から申告を勧奨する文書を送付しているという内容の答弁がありました。

次に、マイナンバーを記載していない申告書は受理するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、マイナンバーの記載のない申告書も受理しているという内容の答弁がありました。

次に、今回の改正により、配当等の申告について、これまで所得税と住民税で別の課税方式を選択できていたものが、令和6年1月1日からはできなくなるという認識でいいのかという内容の質疑がありました。

これに対し、平成29年度の税制改正では、所得税と住民税で違う課税方式を選択できることを明確化する改正があった。今回の改正では、令和6年度の住民税から所得税と同じ課税方式を取ることになるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第28号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、改正後の国民健康保険税の影響世帯数と影響額について説明をしてほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、試算では、改正後は11世帯が影響を受け、235万1,000円の税収増となるという内容の答弁がありました。

次に、改正後には課税限度額は幾らになるのか、また、これまで改正の経緯はどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、改正後の課税限度額は102万円となり、現在の課税限度額から3万円増額となる。これまでの課税限度額は、平成25年度77万円、平成26年度81万円、平成28年度89万円、平成30年度93万円、令和元年度96万円、令和2年度99万円と推移しているという内容の答弁がありました。

次に、資産割を最終的になくすと、所得に応じた負担となる。資産割を課税するのが本来の形だと思うが、今後、町としてどのような認識を持っているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、県単位化に伴い、県が示す3方式の課税に合わせて蟹江町も資産割をなくす方向である。所得に応じた負担が税の公平な負担であるという観点で国の改正もあったため、蟹江町も同じ考えで税の公平な負担を目指しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第29号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いたいと思いますけれども、消毒作業のため、ここで暫時休憩させていただきます。

(午前10時10分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時12分)

○議長 佐藤 茂君

日程第2 議案第25号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑を行います。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第3 議案第26号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ただいま委員長が報告された中に、マイナンバーカードの発行と保険証との関係ですが、マイナンバーカードと保険証が統一されたときには、個人が保険証のみを希望すれば、それは獲得することができるのかどうかというようなことについてご説明ありましたが、ちょっとそこが分かりにくいところがありましたので、その関係においてどうなるのかということの説明をお願いしたいと思います。

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

保険証との関係ですけれども、まだしっかりと決まっているわけではないんですけれども、マイナンバーカードと保険証が統一された場合には、保険者の選択によってはマイナンバーカードしか発行しないという場合には、現在の保険証は多分発行されないんじゃないかなというふうに思われます。発行されないという……

○9番 中村英子君

発行されない。保険証のみは。

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

そうですね。統一された場合ですよ。統一された場合に、保険者の選択になると……。まだ分からない……

(発言する声あり)

○議長 佐藤 茂君

ちょっと、暫時休憩します。全部答えられんでしょう。

○9番 中村英子君

いやいや、いいです。

○議長 佐藤 茂君

暫時休憩を解きます。

○9番 中村英子君

答弁のあったことだけ言ってもらえばいいので、そっちからは答弁してもらわなくていいです。

だから、まだ不確定なら不確定でいいですので、今のお話だと、保険者が選択できるというお話もあったり、統一したら保険証は選択できずに全部がマイナンバーカードで義務化されちゃうのかというところがちょっと分からなかったの、まだそれは不確定だということですよ、答弁のほうは。

じゃ、それは分かりました。まだ不確定だということで、分かりました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他にございませんでしょうか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第26号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

今回の一部改正は、コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を交付できるための改正であります。反対の理由としては、個人番号カード、マイナンバーカードを使用することにあります。私は当初から、このマイナンバーについて反対をしております。

今、国もこのカードの普及に力を入れております。マイナポイントの第2弾で一気に推し進めようとしていますが、カードを持っても何のメリットもあるとも今のところ思えません。行政のデジタル化は必要であります、この個人番号そのものにはプライバシーの侵害、利益の誘導、官民の癒着の拡大、監視社会につながる問題点があります。

住民の情報が全国どこのコンビニでも取り出せると言うが、不正が行われる可能性があり、どんなセキュリティ処理がされていようと、外部につながっているということに絶対に安全ということではなく、個人情報の漏えいにつながるとも考えられます。

また、住民の利便性の向上と窓口緩和によつての職員負担軽減につながるしていますが、費用対効果でも問題があると考えます。よつて、議案第26号の一部改正については反対をいたします。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○14番 高阪康彦君

14番 新風 高阪です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の条例の一部改正案は、個人番号カード、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書等を取得できるようにするための必要な条例の改正であり、適正であると考えますので、本案に賛成をいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によつて採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがつて、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第4 議案第27号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがつて、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第5 議案第28号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号の採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第6 議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号の採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで、総務部次長兼税務課長の退席と土木農政課長の入場を許可いたします。教育部次長兼教育課長は、席を移動してください。

入れ替えと消毒作業のため、暫時休憩とさせていただきます。それでは、35分開始します。

(午前10時21分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 佐藤 茂君

日程第7 議案第30号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第8 議案第34号「町道路線認定について」  
を一括議題といたします。

本2案は、防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

それでは、防災建設常任委員会に付託をされておりました2案件につきまして、去る6月9日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第30号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の有効幅員は、それぞれのくらかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、自転車歩行者専用道路の有効幅員は4メートル以上、歩行者専用道路の有効幅員は2メートル以上という内容の答弁がございました。

次に、今回改正する基準は、どの道路に適用するのかという内容の質問がありました。

これに対し、新規及び改築を行う道路に適用するという内容の答弁がございました。

次に、蟹江町内に適用する道路はあるのかという内容の質問がございました。

これに対し、新規の道路として、現在進めている南駅前線が適用対象になるという内容の答弁がありました。

次に、新規の道路について、安全基準は変わるのかという内容の質問がございました。

これに対しまして、道路の設計上の構造は変わるが、新たに規制をかけることはなく、警察と協議することになるという内容の答弁がございました。

次に、幅員4メートル以上になった場合でも、自転車、歩行者をそれぞれ区分けされるのかという内容の質疑がございました。

これに対し、警察と協議し、自転車歩行者専用道路であっても、自転車レーンのような形で自転車を専用で走らせる部分を設置することはできるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第30号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「町道路線認定について」を議題といたしました。

補足説明の後、審査に入ったところ、国からの補助金を利用するために、できていない道

路を路線認定するということだが、国からの補助金はどのくらい交付されるのかという内容の質疑がございました。

これに対し、5年間の事業計画を立て、総事業費の約50%が交付されるという内容の答弁がありました。

次に、南駅前線の進捗状況はどのようになっているかという内容の質問がありました。

これに対し、令和4年6月末に愛知県から事業認可が下りるため、都市計画事業はそこからスタートすることになるが、地元調整は現時点で既に実施しているという内容の答弁がございました。

次に、この事業の位置づけについてどう考えているかという内容の質疑がありました。

これに対し、JR蟹江駅への南からの安全なアクセス道を整備することや、駅南の旧市街地の防災性の向上、環境改善を目的としている。まちづくりの一環としてこの道路整備は必要であると考えられているという内容の答弁がございました。

次に、蟹江町の消防署はどうなるのかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、現在の計画では、消防署の建物自体は道路区域にかからないが、消防署駐車場や訓練用地は道路区域にかかっている。建物はそのまま残ると考えるが、消防署と協議をして、消防活動の支障にならないよう調整するという内容の答弁がありました。

次に、JR蟹江駅東側の調整区域についてはどのように考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、JR蟹江駅の東側の調整区域については、地元からの発議はないが、今後、町としては何らかのまちづくりの手法を入れていくべき地域であると認識している。まずは地元の方と話し合いを進めることが第一歩であると考えているという内容の答弁がございました。

ほかに若干の質疑がございましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(6番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第7 議案第30号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第8 議案第34号「町道路線認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、産業建設部長、消防長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長、土木農政課長の退席と、民生部次長兼子ども課長、ふるさと振興課長、介護支援課長、健康推進課長、政策推進課長の入場を許可いたします。民生部次長兼保険医療課長、住民課長は席を移動してください。

入れ替えと消毒のため、暫時休憩といたします。

(午前10時43分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時47分)

○議長 佐藤 茂君

日程第9 議案第36号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

若干ですけれども、13ページのがん患者のアピランスケア支援費についてお伺いします。これ、内容がちょっと具体的な説明がまだないんですけれども。どのような補助対象に、何らかの購入費の補助だと思うんですけれども。その辺の確認と、じゃ実際に補助額、1件当たり幾らの上限でどんなふうになっているのか、負担割合等も含めてお願いしたいと思います。

○健康推進課長 小澤有加君

ただいまアピランスケア支援事業費についてご質問いただきましたので、2点、対象者、補助額についてお答えさせていただきます。

まず、対象のほうですけれども、2種類の医療補助具というところで設定をしております。1つは脱毛によるウィッグと、乳房の補正具という2種類の補助具に対する補助になります。

次に、補助額ですけれども、補助の上限を2万円としております。これは、お一人につき1回になります。さらに、先ほど2種類の補助具とお話をさせていただいたんですけれども、それぞれ1回ずつということになります。ウィッグで1回、乳房補正具で1回というようなところまでの補助に設定をしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今まで、この補助の対象がなかったんですね。自己負担全額で、ようやく県の事業も含めて、県が4分の1、市町村が4分の1なんですけれども。じゃ、これについて、ウィッグにしても乳房の補助具にしてもそうなんですけれども、これって保険医療の対象ではないと思うんですけれども、その辺の確認をさせてください。

○健康推進課長 小澤有加君

まず、補助につきましては、必ずがんの疾患による、がん治療をした副作用でなったものというところになるのがまず1点です。その証明として、医療の同意書などを提出していただいて、補助をさせていただくというようになっています。保険のほうは、これは治療ではございませんので、こちらのほう自己負担の金額になりますので、今回補助をさせていただくということになっています。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

医療の対象じゃないということなんですけれども。じゃ、実際、上限2万円で、それぞれ補助支給しますよということなんですけれども、これって、ウィッグにしても乳房の補助具にしても大体平均ってどのぐらいなんですか。2万円を買えるとはとても思えないし、本人負担もある程度、自己負担あるんですけども、大体どのぐらいを想定しているんですか。平均的な。

○健康推進課長 小澤有加君

購入金額の想定についてのご質問にお答えさせていただきます。

正直言いますと、かなりの幅がございます。聞くところによると、ウィッグなどについては、医療用でないものも一部認められておりますので、9,000円のものから、全体、もっと本当にご自身の頭部に合ったものというところだと30万円という、かなりの幅がございます。上限一応2万円というところではありますけれども、なので、上限2万円というところと4万円程度というところに想定はなっておりますが、なかなかピンキリというところがありまして、ご本人さんのご負担も一部いただきながらというところに補助額のほうは設定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑がないですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

次に、日程第10 議案第37号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第38号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、民生部次長兼保険医療課長、民生部次長兼子ども課長、住民課長、介護支援課長、健康推進課長、政策推進課長の退席と、産業建設部長、消防長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長、給食センター所長の入場を許可いたします。ふるさと振興課長は、席を移動してください。

入れ替えと消毒のため、暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時57分）

○議長 佐藤 茂君

日程第12 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第39号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」をこの際日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第13 議案第39号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で令和4年第2回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午前10時59分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

佐藤 茂

2番 議員

三浦 知将

3番 議員

石原 裕介